

# 古今伝授における書風の享受 — 東常縁から宗祇への伝授を中心に —

神戸 雅史

## 目次

### 序

#### 第一章 古今伝授

##### 第一節 古今伝授の表記

##### 第二節 概要

##### 第三節 古今伝授史

##### 第四節 享受者

#### 第二章 古今伝授享受者と手鑑

##### 第一節 古今伝授享受者収録手鑑の整理

##### 第二節 古今伝授享受者の系譜との整合

#### 第三章 古今伝授享受者の書風

##### 第一節 東常縁

##### 第二節 宗祇

##### 第三節 東常縁から宗祇への伝授

##### 第四節 書風比較

## 結

### 序

『古今和歌集』は醍醐天皇の勅命により、紀友則・紀貫之・凡河内躬恒・壬生忠岑が撰者となり、延喜五年（九〇五）に奏上された。我が国最初の勅撰集ということもあり、後世、扱いが重んじられてきた。このことによって、歌壇の発展と推移に大きな影響を与え、故実の成立、和歌教養の必須化、師弟関係の成立等が起きた。また、歌壇にも政治情勢が関わり始める。流派と門閥の成立及び紛争、家と家系尊重による権威化等の様々な要素が積み重ねられ、研究成果を相伝する歌学伝授が発生することとなる。

現在の我々は和歌と書く行為を分離させて考えがちであるが、元来、書く行為は和歌の一構成要素である。和歌を学ぶことは読み書きが必須事項となる。即ち、和歌の教授は仮名の筆法、紙に合った書き方等をも含んでいると考えて良いのではないだろうか。

よって、本稿では、『古今和歌集』の歌学伝授である古今伝授において、『古今和歌集』歌の解釈に留まらず、書風も伝授していったと考え、検討していく。

#### 第一章 古今伝授

##### 第一節 古今伝授の表記

「古今デンジュ」の表記は二種類が混在している。「古今伝授」と「古今伝受」である。

古今伝授研究は昭和十八年に発刊された横井金男『古今伝授沿革史論』<sup>1</sup>に端

を發する。国文学研究で三十年程にも渡る不遇の時代はあつたが、現在も研究がされている。研究当初や不遇の時代を明けた時期、更にそれ以後と「古今伝授」の表記が一般的であつた。しかし、現在「古今伝授」の表記が増えてきていることも事実である。

文献上はどのように使用されているのか。古今伝授の当事者はどのように表記しているのか。高梨素子は以下のように述べている。

表記は時代によって変化するが、いわゆる切紙伝授が構築・継承された東常縁から後水尾院の時代に、当事者間で「伝受」の表記が使用されたのであり、「古今伝授」の表記が相応しいと思われる。

更に、高梨は文献調査によって以下のようにまとめている。古くは伝え受ける意での「伝受」の使用例が見られる。浄弁時代には二条派の権威づけとして「伝授」の使用例が見られる。東常縁、宗祇、三条西実隆、牡丹花肖柏の時代は「相伝説を以てくに伝受」の文型が使用されている。細川幽斎に「御伝授」という用語を用い崇める意識が現れ始める。御所伝受になると「伝受」の語を用いた。飛鳥井雅章においては、授ける場合も受ける場合も「伝授」を使用し、「伝授」の用語が社会で一般的となつてゆく。

時代によつての表記の変化は当事者同士の意識の違いによるところが大きいように思われる。

そもそも、「授」と「受」の違いはどこか。漢字そのものの意味から考えたい。

『大漢和辞典』には以下のような意味が示されている。

「授」はさずける、さずかるの意味があり、「受」に通ずる。

「受」はうけるの意味があり、「授」に通ずとある。

よつて、「授」＝「受」の関係であるとも言える。しかし、本稿では第一義の比較によつて、どちらを使用するか判断したい。

時代によつて取り巻く環境や目的、方法が変わるものの『古今和歌集』の秘伝を授かり、後身に授けるということが「古今デンジュ」であると筆者は考へる。したがつて、両方の意味を確実にとることができる「古今伝授」が相応しいと考へる。そのため、本稿では「古今伝受」と表記することとする。

## 第二節 概要

歌学伝授の創始を何処からか、誰からか、いつからか断定することは難しい。それは歌学伝授が誰かが明確な意思を持つて始めたからではないからである。始まりの目処をつけることができそうであっても、必ずその前時代に遠因があるはずである。前時代にあるであろう歌学伝授発生の原因やそれまでに蓄積されてきた文化や生活、政治等の様々な要素が時代と共に複雑に絡み合い、諸々の様相を持った一文学現象として自然発生的に起きたものである。

正確にいつから開始したとは明言できないが、古今伝授という意識が生まれたのは院政期からであると考へられる。院政期を起点とした古今伝授の歴史は二期に分けて考へることができる。横井金男は前期を歌学相伝期、後期を古今伝授期（切紙伝授時代）と名付けた。この横井の分け方を新井栄蔵はより細分化した。前期である歌学相伝期を以下のように三期に分けた。第一期を歌道伝授前史（院政期）、第二期を歌道伝授の確立（鎌倉期）、第三期を歌道伝授の多様化（南北朝・室町前期）とした。後期である古今伝授期も三区分化した。第四期を古今伝授の確立（室町後期）、第五期を堂上伝授の確立（江戸前期）、第六期を堂上派伝授の普及（江戸中・後期）とした。

また、古今伝授は広狭の二義があると思へることができると考へる。鈴木元は以下のように述べている。

まず広義には、『古今集』が和歌の世界においてある種の権威を帯び、その権威が親子あるいは師弟の繋がりをもちて継承されていくところにその要点を

置くものである。狹義には、「伝授」に伴う手続きが様式化され、その様式化（儀礼化）された次第にもとづく説の継承に特権的地位を認めるようになってからをそれと見なす見解である。

当然、古今伝授史を二期に分ける考え方と広狭の二義とは密接に繋がっている。歌学相伝期と広義、古今伝授期と狹義が対の関係になっている。歌学相伝期は歌学伝授を行うことによって自家の歌学の正統性を求めることに比重を置いた。古今伝授期に入ると自家の歌学の正統性を求めることよりも、自分または家の権威を高めることに重きを置き、歌学伝授も様式美を追求するようになっていくのである。これは歌学家だけに留まらず、武家にも広がっていく。北条家、徳川家、豊臣家、近衛家とそれぞれ一定以上の格を持つ家が古今伝授ないし『古今和歌集』写本入手等の何かしらの形で交わっている。

橋下不美男は『古今和歌集』の伝授について寂恵本『古今和歌集』の奥書を根拠に以下のように述べている。

古今集の伝授は、和歌師範と伝受者による証本の授受、その証本に従っての古今集二十巻の訓読解釈がそのすべてであつたものと思われる。

伝授の際に複雑なものが講釈の席から取り除かれ、切紙、別紙、口伝と形を変えた。すなわち、古今伝授の主は講釈であり、切紙、別紙、口伝は補助的なものであつた。しかし、室町期に入るとこの関係は逆転することとなり、儀礼的特色が強くなっていった。

以上のように形式を整えたのが東常縁であり、「古今伝授の祖」と呼ばれる由縁でもある。

さらに、常縁が整備したものを潤色したのが、常縁から古今伝授された宗祇である。宗祇に伝授された者等は三流派に分かれたが、それぞれ相互干渉すること

なく伝授されていった。別々の道を歩んでいた三流派を集大成し、再編成したのが細川幽斎である。幽斎以後の古今伝授は天皇を中心に行われた。この御所伝授が近世歌壇において、最も権威あるものであつたことは想像に難くない。その伝授もまた、儀式的に形式化された切紙伝授を中核に置いたものであつたことは間違いない。したがって、形式化されたことによって古今伝授は当時の歌壇の権威付けにおいて大きな価値を生み出すことになつたのであろう。

### 第三節 古今伝授史

院政期は『古今和歌集』が奏上されてから約二〇〇年が経っている。『古今和歌集』を享受するために解釈が必要となつてきた時代である。また、この時期は各歌道家が覇権を争い始め、特に、御子左家と六条家が拮抗した時期である。

鎌倉期に入ると藤原定家、為家父子によって、御子左家の権威が高まつた。

しかし、南北朝・室町前期になると狹義での古今伝授の祖である東常縁が流れを汲むこととなる二条家が御子左家から分立した。二条家は二〇番目の勅撰集である『新後拾遺和歌集』を完成させ、その地位を確固たるものとした。これが所謂、古今伝授の礎となつていくのである。

室町後期より、愈々、古今伝授が成立していく。堯孝から東常縁へ、常縁から宗祇に伝授したところから古今伝授が始まつていくのである。宗祇は牡丹花肖柏、三条西実隆等に古今伝授を行った。以上を二条宗祇流という。また、堯孝は堯恵にも古今伝授を行った。堯孝は東頼教、藤原憲輔、克仁親王（後柏原院）、鳥居小路経厚、青蓮院尊応、猪苗代兼載に伝授した。これを堯恵流と呼ぶ。以上の二流が軸となり展開されていた。だが、この他にも公家層の伝授や宗哲流等の地下伝授も行われていたが大勢を制することはなかった。

江戸期は二条家宗祇流を承ける智仁親王、烏丸光広等の堂上派が古今伝授の本流となつた。細川幽斎、智仁親王、後水尾院へと順に伝授されたことによつて、堂上派系古今伝授が御所へ入つた。これによつて、御所伝授が成立するのである。

また、この時期には幽斎から伝授を承けた松永貞徳を祖とする地下伝授も成立した。

#### 第四節 享受者

狭義の古今伝授史は東常縁から始まる。常縁に伝授した堯孝は二条家常光院流の歌人であった。したがって、常縁には二条家常光院流の古今伝授が行われた。

常縁は自身の家の歌学である東家流を更に加えた。

常縁が古今伝授の祖と呼ばれる由縁はここにある。二条家常光院流と東家流を複合せ古今伝授の格を上げたのである。そして、常縁から宗祇に伝えられ二条家宗祇流として脈々と古今伝授の核として受け継がれていくのである。

宗祇から牡丹花肖柏、三条西実隆、姉小路濟継、近衛尚通に伝えられ、四つの流れに分かれた。肖柏の流れは更に二つに分かれる。宗訊、宗珀等に受け継がれたものは堺伝授と称される。真存、道徹等に伝えられていったものを薩摩伝授と呼ぶ。実隆の流れを汲むのは、三条西公条、三条西実枝、細川幽斎と伝えられ御所伝授に繋がっていく。近衛尚通の流れは近衛植家、近衛前久、近衛信尹と伝えられていった。姉小路濟継は未詳である。

幽斎から三条西公国、智仁親王、後水尾院に続いていく。三条西家から幽斎に古今伝授が行われたのは公国が幼少だったため、公国が成長してから還し伝授することを前提としたものであった。だが、公国が早逝したため、古今伝授享受者は再び幽斎のみとなった。この事態を憂いた後陽成天皇の意を汲み、智仁親王に伝授が行われ、御所の中に本格的に堂上派が入っていく。

御所に入ってから伝授は以下の通りに連なっていく。後水尾、後西、靈元、中院通躬、烏丸光榮、桜町、後桜町、光格、仁孝となる。天皇を中心としながら上層の公家を巻き込んで受け継がれていった。

## 第二章 古今伝授享受者と手鑑

### 第一節 古今伝授享受者収録手鑑の整理

桃山時代には流通していた手鑑は豊臣秀次、後西院をはじめ当代一流の文化人は所蔵していたものと考えられる。また、古今伝授享受者も当代一流の文化人と言っても過言ではない。よって、歌壇における最高峰の権威を証する古今伝授享受者たちと手鑑の関係について配列を中心に見ていきたい。

対象とする手鑑は『古筆手鑑大成』に収録されているものを中心としたい。古今伝授享受者が伝称筆者に当てられている断簡を収録している手鑑は以下の十一帖である。

- ① 「鳳凰臺」(徳川美術館蔵)
- ② 「手鑑」(白鶴美術館蔵)
- ③ 「文彩帖」(根津美術館蔵)
- ④ 「世々の友」(岡山美術館蔵)
- ⑤ 「あけぼの」(梅沢記念館蔵)
- ⑥ 「手鑑」(龍興寺蔵)
- ⑦ 「翰墨帖」(岩国吉川家蔵)
- ⑧ 「大手鑑」(陽明文庫蔵)
- ⑨ 「手鑑」(石川県美術館蔵)
- ⑩ 「手鑑」(島根・美保神社蔵)
- ⑪ 「古筆手鑑」(金沢市立中村記念美術館蔵)

また、古今伝授享受者が伝称筆者に当てられている断簡を収録していない手鑑は以下の五帖である。

- ・「藻塩草」(京都国立博物館蔵)
- ・「谷水帖」(逸翁美術館蔵)
- ・「手鑑」(観音寺蔵)
- ・「見努世友」(出光美術館蔵)
- ・「翰墨城」(MOA美術館蔵)

したがって、十六帖中十一帖に古今伝授享受者が伝称筆者に当てられている断簡が押されており、需要は高かったものと思われる。

しかし、押されていない手鑑に国宝の「藻塩草」、「見努世友」、「翰墨城」が含まれている。国宝の手鑑四帖のうち三帖が押されていないということに関して違和感を憶える。国宝の手鑑は平安期のもものが多く押され、室町期のもものが少ない傾向によるものの現れと見て良いのだろうか。だが、手鑑に押されている断簡を古今伝授享受者に一定以上の権威があったことの裏付けと見ても間違いないだろう。

## 第二節 古今伝授享受者の系譜との整合

御所伝授以後の享受者は天皇中心となっていく。そのため、当然のことながら手鑑の配列は勅筆または親王に配される。よって、細川幽斎以前の古今伝授享受者の系譜と照らし合わせていく。

古今伝授享受者同士が隣り合わせに押されていることは稀である。しかし、近くに押されていることもあるためそれらは整合性を調査する対象としたい。

手鑑は張り替えられているものも多く、現在見ることでできる配列と作成者の意図が乖離している場合も否定できない。だが、一つの目安として見ることは可能であると考え調査を行いたい。

以上のことを基準におき、十一帖中、古今伝授享受者同士が並べられているものを以下にあげる。

- ① 「鳳凰臺」(徳川美術館蔵)
- ② 「手鑑」(白鶴美術館蔵)
- ④ 「世々の友」(岡山美術館蔵)
- ⑥ 「手鑑」(龍興寺蔵)
- ⑧ 「大手鑑」(陽明文庫蔵)
- ⑨ 「手鑑」(石川県美術館蔵)

⑩ 「手鑑」(島根・美保神社蔵)

⑪ 「古筆手鑑」(金沢市立中村記念美術館蔵)

今回漏れた三帖は以下の通りである。

③ 「文彩帖」(根津美術館蔵)

⑤ 「あけぼの」(梅沢記念館蔵)

⑦ 「翰墨帖」(岩国吉川家蔵)

③ 「文彩帖」御所伝授以後のみ押されており、⑤ 「あけぼの」は三条西実隆と御所伝授以後のみ押されており、⑦ 「翰墨帖」は後水尾院、東常縁のみ押されている。そのため、古今伝授享受者の系譜との整合性をとることは難しいと判断した。

① 「鳳凰臺」から順に見ていく。

① 「鳳凰臺」では裏十五に東常縁、裏二十四に堯孝、牡丹花肖柏と押されている。

② 「手鑑」は表三十四に三条西実隆、裏一に宗祇、堯孝、牡丹花肖柏と押されている。

④ 「世々の友」は表七に正親町天皇、表八に後水尾院、表十に智仁親王、裏二に東常縁、裏十二に三条西実隆、裏二十四に牡丹花肖柏と押されている。

⑥ 「手鑑」は表十八に三条西実隆、表二十四に東常縁が押されている。

⑧ 「大手鑑」は表十一に正親町天皇(極め札のみ)、表十二に後水尾院、裏十四に東常縁、裏二十一に宗祇が押されている。

⑨ 「手鑑」は表五に正親町天皇、後水尾院、表六に智仁親王、表十七に正親町天皇、表十七に中院通躬、表十八に三条西実隆、三条西公条、裏二十三に東常縁、裏二十九に宗祇、牡丹花肖柏が押されている。

⑩ 「手鑑」は表四に正親町天皇、表十三に中院通茂、表十四に三条西公条、三条西実条、裏二十二に牡丹花肖柏が押されている。

⑪ 「古筆手鑑」は裏十四に東常縁、宗祇、裏十五と十六に牡丹花肖柏が押され

ている。

以上の八帖を見てみると古今伝授享受者同士が並べられているものは少ないことがわかる。これは手鑑行列(身分を中心とする配列)によると思われる。そのため、東常縁が武家、三条西実隆をはじめとする三条西家が公家として押されることが多い。そのため、連歌師である宗祇や牡丹花肖柏等は手鑑の終盤に押されることが多い。そのために離されたとも考えられる。

また、古今伝授享受者の系譜とは逆貼りになっているものも多く見られる。不思議なことに、逆貼りのものはある程度の頁をあげながら遡っていつているものが多いように思われる。これは意図して行い、直近の人から始めることによって、敬意を示したものであろうか。

①「鳳凰臺」の堯孝・牡丹花肖柏、②「手鑑」の宗祇・堯孝・牡丹花肖柏、③「手鑑」宗祇・牡丹花肖柏、④「古筆手鑑」の東常縁・宗祇・牡丹花肖柏の関係は古今伝授享受者の系譜を意識したものと見て間違いないだろう。①「鳳凰臺」と②「手鑑」のように若干の順不同があり、それも東常縁に伝授した堯孝によるものであるが問題はないであろう。

①「古筆手鑑」は特に強い意識が感じられる。宗祇と牡丹花肖柏の間に猪苗代兼載が押されているもの頁同士は隣同士となっているため、意図して押したものであると推察できる。

以上のことによつて、手鑑も一定の割合で古今伝授の影響を受けていたことが考えられる。これは古今伝授の権威付けが歌壇において顕著になったことに関する具体的な例ではないだろうか。当代一流の文化人たちが古今伝授そのものに対して敬意を持ち崇高なものとして考えていた様子が窺い知ることができている。

### 第三章 古今伝授享受者の書風

#### 第一節 東常縁

東氏は下総の豪族である千葉氏の出身である。頼朝を助けた功績によつて東国

御家人の重鎮となった千葉胤頼に始まり、下総国東莊を領し、東氏とした。

東常縁は東氏十代目益之の五男として生まれた。応永十四年(一四〇七)に生を受け、文明十六年(一四八四)に没したとされる説が最も有力である。だが、応永八年(一四〇二)生、明応三年(一四九四)没という説も信憑性は低いながらもあり、生没年は不明確である<sup>10)</sup>。

常縁は文安六年(一四四九)七月二十二日に妙行寺辺で父益之、兄氏数と関係があった正徹に教えを請う。また、八月からは堯孝の元にも出入りをしており、宝徳二年(一四五〇)には正式に堯孝門下となった。正徹は冷泉派であり、東氏代々の二条派に属している意識は拭いきれずにこのような形に落ち着いたということを稲田利徳は指摘している<sup>11)</sup>。

また、島津忠夫は以下のように述べている<sup>12)</sup>。

三代集のことを尋ねての堯孝の「後撰・拾遺は一向儀を古今より付けざる大事侍れども、此の道の奥儀と申すは、古今集にてこそ侍らめ」という見解は、そのまま常縁の古今伝授を重要視する和歌観となっている。

堯孝門下の歌人になったことで常縁の古今伝授の祖と呼ばれる由縁の礎ができてはじめるのである。

享徳二年(一四五四)七月二十六日に左近将監、八月十三日に従五位下に叙せられる。享徳二年の冬から、鎌倉方方成氏と関東領上杉房頼との間に騒乱が起り、千葉氏も分裂、抗争へと発展する。康生元年(一四五五)、幕府の命を受け下向する。上杉方である千葉実胤・自胤を助け、十一月十四日の馬加合戦で勝利を得た。しかし、康生二年(一四五六)一月十九日に敗戦した。その後、長禄元年(一四五七)十二月に渋川義鏡が常縁を総大将に据えたがその後の動静は寛政二年(一四六一)まで明らかではない。

寛政二年六月二十五日に円雅が頼阿自筆本に書写校合を加えた『井蛙抄』六卷

を常縁に付与している。円雅は常縁と同じく堯孝門下の人物である。堯孝が康生元年七月に没した後、東山に隠生し、歌書の書写に専心していた僧である。このことから、常縁は当時、京都にいたことがわかる。

井上宗雄が編纂した常縁の年譜<sup>1)</sup>からこの頃に常縁は書写、所望、識語を加えたものを見ていく。

寛政二年七月十八日、『治承三年十月右大臣家歌合』を書写

同年十二月十三日、『古今聞書』巻二を円雅に所望

同年十二月、『古今集後撰集拾遺集之作者』を円雅に所望

寛政四年六月十八日、『右大臣家歌合』を書写

寛政六年九月九日、『歌合 弘長二年』に識語を加えた

同年十月二十四日、『後鳥羽院御口伝』を書写

この頃の常縁が歌道に寄せていたひたむきな態度がよく窺われる。

この中で特に注目しなければならないのは『古今聞書』を書写したことである。これは常縁の『古今和歌集』注釈の根幹となるものである。

また、『永祿聞書』のうちの「古今切紙 東常縁相伝」に「伝受畢（五十九老翁／東常縁在判）寛政六年四月十九日」とあり、円雅を通じての伝授かと考えることができる。宗祇が常縁と接触したのもおそらくこの頃であろう。

文明元年（一四六九）、篠脇城の返還を受け、尊星王院を復興した常縁は、その年は郡上で越年し、五月、焼失を免れた東常顯以来伝来の『古今和歌集』に奥書を加えている。また、十一月に思いがけず定家筆『拾遺集』を得て書写している。

文明三年に一月二十八日から四月八日まで、伊豆三島の陣所で宗祇に『古今和歌集』の講釈を行う。即ち、狭義での古今伝授がここから始まるのである。常縁六十五歳（応永十四年生説）、宗祇五十一歳のときである。

『古今和歌集』の講釈は大坪基清の懇望により同年六月二十五日にかけて再度行われた。この席に宗祇も同聴した。また、このときの『古今和歌集』の講釈の際には『百人一首』の講釈も行われた。

文明三年五月八日に常縁の兄氏数が没する。これに伴い、常縁は美濃郡上に帰ることとなる。『古今和歌集』の講釈は以後美濃郡上で行われることとなる。

文明五年（一四七三）、宗祇に『古今和歌集』悉皆伝授を行う。

これ以後の常縁の動静に関しては不明な点が多い。

## 第二節 宗祇

飯尾宗祇（一四二一—一五〇二）は室町時代後期の連歌師であり、自然斎、種玉庵の号を用いた。生地は近江か紀伊と言われているが定かではない。

若くして仏門に入り、和歌、連歌、歌学を学んだ。それぞれの師は飛鳥井雅親、心敬、そして東常縁である。心敬が応仁の乱の戦禍を避け関東に下り、相模に隠栖すると宗祇もそれに従い文明元年（一四六九）に下った。川越の太田道真に招かれ、館に赴き、翌二年に歌学書『吾妻問答』を著した。翌三年、美濃郡上に赴き、常縁に学び、秘事口伝を授かることとなる。この伝授が狭義での古今伝授の始まりと言われることになる。今後、宗祇から三条西実隆、牡丹花肖柏へ伝授され脈々と繋がっていくこととなる。

明応四年（一四九五）には猪苗代兼載、柴屋軒宗長、牡丹花肖柏らとともに準勅撰の連歌撰集『新撰菟玖波集』（二十巻）を編纂する。同年六月二十日太政大臣一条冬良によって奏覧された。文龜二年（一五〇二）に七月二十九日、箱根湯において没した。

宗祇の生涯は連歌に捧げたものと言っても過言ではないだろう。

## 第三節 東常縁から宗祇への伝授

常縁から宗祇に相伝された古今伝授は、三条西家・細川幽斎を経て御所に入り、

江戸時代末まで継承された。そのため、狭義での古今伝授は常縁が始めたものと考えられてきた。常縁は自らの古今伝授の祖として素暹法師をあげ、「八代末葉平常縁」と記している。素暹は常縁の祖先である東胤行の号であり、藤原為家から秘伝を受けた。常縁は稽古方として為家が素暹に相伝した証明書をあげ、裏に素暹から常縁までの伝承者の判を書写し、この切紙が為家から伝わっていることを示した。

この切紙は、常縁の古今伝授が為家由来の由緒正しいものであることを証明する貴重なものであった。常縁の宗祇に対する奥書（文明五年（一四七三）四月一日）には「八代末葉下野守平常縁」、宗祇の近衛尚通宛の相伝証明書には「素暹法師東中務丞平胤行中院大納言為家御弟子八代之孫下野守常縁相伝之説」とそれぞれにある。常縁や宗祇は折に触れて、常縁の古今伝授が為家の弟子素暹法師の説を継承することを強調した。

常縁から宗祇への古今伝授は、宗祇以後にも自筆資料が残っており、「常縁自筆」として書写された資料が伝わる。このことよって、古今伝授が常縁よって始められたと考えられてきた一因であろう。これらの資料を検討すると、古今伝授の形式は常縁から宗祇への古今伝授の段階でほぼ確立していたことがわかる<sup>14</sup>。そこで常縁から宗祇への相伝過程を追いながら、古今伝授の形式を整理したい。古今伝授が重要な秘伝であることは言うまでもない。弟子は秘説を他に漏らさないことを誓う誓状を提出した。宗祇が常縁に提出した誓状は知られていない。だが、誓状の内容について常縁が宗祇に宛てた書状の写しが伝わり、大略を知ることができる。常縁の書状は伊勢伝授・古今伝授のそれぞれについて誓状案を示している。以下に古今伝授に関する部分を掲げる<sup>15</sup>。

古今伝授之事、不可有子細之由承候。自今以後不可存疎略儀候。并伝受之説

々不可有聊介候。此旨私曲候者

つまり、相伝された秘説を「聊介」しないことを「両神」にかけて誓い、厳守するよう常縁は宗祇に命じている。「常縁自筆」と注記があるのだが、常縁が宗祇に与えた文で、宗祇はこの誓状案文を書写して常縁に提出したのである。誓状提出というが、誓状は弟子が勝手に起草するものではない。弟子は師から与えられた案文をそのまま清書して提出していたのである。

誓状を提出すると講釈が開始される。当然、古今伝授は『古今和歌集』に関する秘説であるから、最も重要なのは講釈であった。

講釈の順序としては、まず、『古今和歌集』という「題号」を解説する。その後、「春上」（巻一）に入り、「冬」（巻六）までは季節の順に講釈を行う。更に、「賀」（巻七）、「離別」（巻八）、「羈旅」（巻九）と進む。「物名」（巻十）を一旦とばし、「恋」（巻十一）、「十五」、「哀傷」（巻十六）、「雑」（巻十七）、「十八」、「雑躰」（巻十九）と続く。そして、「物名」（巻十）に戻る。

以上のように、四季に始まり「物名」を抜かして「雑躰」まで講釈を行い、「物名」に戻るのが故実であった。特に、「物名」（巻十）と「大御所御歌」（巻二十）とは、それぞれ「釈教」「神祇」の巻として重視され、講釈も後で行われたのである。この後「仮名序」、「大御所御歌」（巻二十）、「家々称証本之本乍書入以墨滅歌」、「奥書」、「真名序」と続き、講釈が修了する。

常縁が宗祇に行った講釈の様子は『古今和歌集両度聞書』<sup>16</sup>により窺うことができる。『古今和歌集両度聞書』は、宗祇が講釈の聞書を整理して常縁に提出し、常縁が「加筆加詞」したもので、一回毎の講釈の日時は記されていないが、巻二の冒頭に次の注記がある。

初度ハ文明三年自正月廿八日戌之刻始之、四月八日午の時成就し畢。後の度ハ自六月十二日巳時始之、七月廿五日巳刻に功成し畢。前後相違之時は朱付之者也。



講釈の回数・順序は不明ではあるものの文明三年に二度に渡って講釈されたことがわかる。また、この注記が「春上」の聞書の直前にあることから、「春上」より講釈が始められたと推測される。『古今和歌集両度聞書』に記された常縁の奥書の日付が文明四年（一四二七）五月三日であり、講釈終了後十ヶ月近く経過していることから、宗祇が聞書を整理する際『古今和歌集』の巻の順に並べ替えたかと推定できよう。

講釈が終了した後、常縁は古今伝授の段階に応じて三種類の奥書を与えた。これらの奥書は『古今和歌集両度聞書』や三条西実隆筆『古今伝受書』にも書写されているが、日付は当然のことながら、内容はそれぞれ異なっている。次に三種類の奥書を古いものから順に見ていきたい。

まず、二度目の講釈が終了した約二ヶ月後に左記の奥書が与えられた。

#### 奥書

#### 古今集之事

文明三年八月十五日、以相伝説々伝受僧宗祇畢。

従五位下平常縁判

「以相伝説々伝」とあるが、古今伝授の全ての秘説を伝授したのではなく、二度の講釈が一応終了したことを示すのであると思われる。後掲の奥書を比較すると、この奥書は、必ずしも宗祇一人ではなく、講釈を一通り終えた弟子数名に与えられたと推察される。

講釈が終了した後宗祇は講釈聞書を整理して常縁に提出し、その聞書に対して常縁は左記の奥書を記した。

伝授之後、宗祇庵主此一帖以披見。常縁所存少々加筆加詞者也。門弟随一思尤在之。乃為後証又加此畢。

文明四年五月三日

平常縁在判

『古今和歌集両度聞書』に対する加証奥書である。「門弟随一」の語が見られ、「常縁所存」を「少々加筆加詞」したという。すなわち『古今和歌集両度聞書』が常縁の講釈の聞書であることを示すと共に、宗祇が常縁の一番弟子であることをも証明する奥書である。

この「門弟随一」の語は誇張ではない。常縁は宗祇には秘説を「悉く相伝したものの、他の門弟には七割以下しか相伝しなかった。「常縁自筆」として三条西実隆が書写した『古今相伝人数分量』には弟子の氏名と相伝した秘説の分量とを記した次の記事が載る。

#### 常縁自筆

相伝人数并分量等之事

竹影斎 素暁卜号

桂子蔵主 御抄説

十ノ物七

大坪治部少輔 本名村上

基清伊勢物語語伝授如形キカレ畢

十ノ物六

日置式部丞

胤通 御抄説

十ノ物四

浄土宗

宗順 同

十ノ物六半

信秀

十ノ物前二同

文明九年四月五日

何人かに古今伝授を行っても、最も重要な秘伝まで伝えるのは一人だけであつ

た。それゆえ「門弟随一」の語は宗祇にとつても極めて貴重であつた。

そして、約一年後の文明五年四月十八日、三通目の奥書が与えられた。古今伝授が全て終了したことを証明し、秘説を遵守するよう命じた「古今伝授終了証明書」といふべき奥書である。

#### 重而奥書

文明五年四月十八日、古今集之説、悉以僧宗祇仁授申畢。心於堅横仁懸け天文此文於可守者也。

これらの奥書は、それぞれ古今伝授の一つの課程が終了したことを示すものであつた。講釈が終了し、聞書が証本であることを保証し、古今伝授の全課程を修了したことを証明する奥書が順に与えられたのである。そして、最後に与えられた奥書が、後に証明状として独立する。

これまで、古今伝授は宗祇以後形式化され本質が失われていくとされてきた。しかし、誓状の提出に始まり証明状の交付に終わる古今伝授の形式は、三条西実枝から細川幽斎への古今伝授に至るまで、ほぼそのまま継承されていく。すなわち、実枝から幽斎への古今伝授まで継承された古今伝授の形式は、常縁から宗祇への古今伝授において既に成立していたことを意味している。それは常縁から古今伝授が始まったと言われる由縁と言えるだろう。

#### 第四節 書風比較

和歌の構成要素の中に書く行為も含まれていることは間違いないと言つても過言はないだろう。出版技術が発達していないこの時代に同じものを作製する手段としては書き写すしか術はない。古今伝授の講釈を行うためには自ずと『古今和歌集』の写本を用意する必要がある。その親本は師が所有しているものを弟子が書き写すということが一番自然な流れではないだろうか。書き写す際に師の文字

を必然的に見ることになり、それを注視しながら書写することとなる。その際に師の書風も受け継がれていると考えることも可能である。よつて、常縁と宗祇の書風の比較し検討していきたい。

図1〜4は常縁筆の短冊であり、図5〜6は宗祇筆の短冊である。

常縁、宗祇との共通点をあげてみる。

まず、全体の構成である。出だしのたつぷりとした太さである。墨量多くじつくり書かれはじめ。しかし、筆の動きやスケールは大きい。また、墨量が減るにつれ線も細く切れ味鋭いものと変化していく。

次に、文字単体を検討していく。

最も特徴が似ているものは「を」である。一、二画目が遠い左から直線的に中心まで引かれる。そのため、一、二画目と三画目の距離が離れ大きな空間ができる。

「せ」もまた横画の張り方に特徴が見てとれる。はじめに引つ掛け十分に力を溜め、沈みこませてから引いている。二画目から三画目への線も十分に沈み込ませてから引き上げているのが見てとれる。

「け」「川」「池」のような字形のときは一画目を左に膨らませている。更に、二画目までの線の強さも特徴である。

図7、8は常縁書状であり、図9〜11は宗祇の書状である。

書状に関しては類似点が見られない。同筆であるはずの図9、10と11も同筆のようには見えずらう。図11は古今伝授書ということもあり、図9、10と比べ意識的に格調高く書いたと思われる。だが、円運動や左に繋ぐ連綿線の速度感以外は共通点が特には感じられない。

以上のことにより和歌を書く行為において書風の享受が自然と行われたことが窺える。短冊において共通点を挙げてはいるものの類似していない箇所も見られる。すなわち、意図して書風の伝授は行ってはいないということが推察できる。

共通点がありつつも、差異が見られることが大変興味深い。これは書の師弟関係

でないことや同じ書の師ではないことが一番の要因ではある。さらに、所属している公的集団の違いという面もある。古今伝授者それぞれが抱える背景が違つたため自ずと差異が現われるのであろう。

結

本稿では、先行研究をたどりながら古今伝授の表記、概要、古今伝授史、享受者について御所伝授を中心に置き整理してきた。さらに、手鑑の配列と古今伝授享受者との関係を考察した。そして、狭義での古今伝授の始まりである東常縁と宗祇の古今伝授を整理し、書風も享受されているかを確認した。

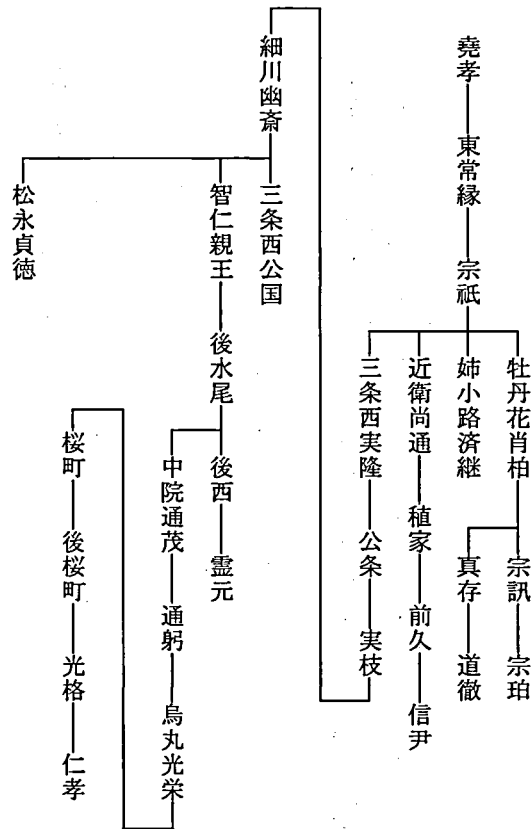
古今伝授はあくまでも『古今和歌集』の講釈であるということは言うまでもなく大前提である。しかし、師弟が同じ『古今和歌集』のテキストを用いて古今伝授が行われたことは想像に難くない。当然、現在のような印刷技術はなく書き写していくこととなる。師の親本を見ながら弟子が書き写していく。その際に、無意識的に親本の書風に影響を受けていることが推測できる。よって、古今伝授享受者筆の『古今和歌集』写本の比較を行い、それぞれの書風を考察していくことが確実ではある。だが、古今伝授享受者の『古今和歌集』写本は筆者が確認した限り現存していない。そのため、古今伝授享受者筆の現存している短冊を中心に書風比較していくことで推察できるのではないだろうか。

本稿で扱ったものは常縁から宗祇への古今伝授の享受であり、二者の書風比較に留まった。今後、宗祇から三条西実隆、牡丹花肖柏等への古今伝授以後も調査対象としたい。また、師弟での書風の比較を行い共通する接点を考察していくことになるため、流派書道との関わりも調査していく必要がある。古今伝授享受者がどの書流に汲みしているか照合していきたい。さらに、入木道伝授との関係も書風を中心として考察していきたい。書と和歌は密接に繋がっている。それぞれの共通点、接点を調査し書と和歌の関係を明確にする研究を今後行っていきたい。

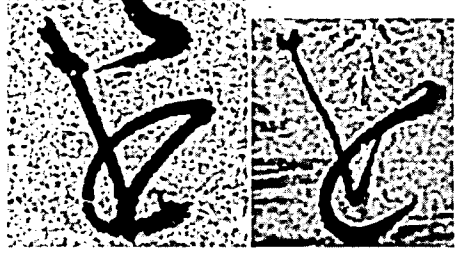
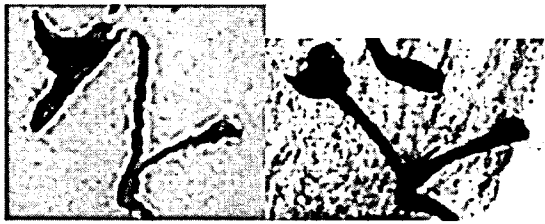




最後にこの研究にあたり、古今伝授の里フィールドミュージアム様には大変お

世話になった。古今伝授享受者直筆の短冊の撮影許可、図版掲載許可、また、貴重なお話を伺った。この場をお借りして御礼を申し上げる次第である。

【古今伝授系図】



【文字比較表】

	東常縁	宗祇
を		
せ 世		
け 川 池		

【図版】

図1 東常縁筆短冊（古今伝授の里フィールドミュージアム蔵）



図2 東常縁筆短冊（『日本書蹟大鑑』第八卷17掲載）



図3 東常縁筆短冊（『日本書蹟大鑑』第八卷掲載）



図4 東常縁筆短冊（『短冊手鑑』18掲載）



図5 宗祇筆短冊（古今伝授の里フィールドミュージアム蔵）

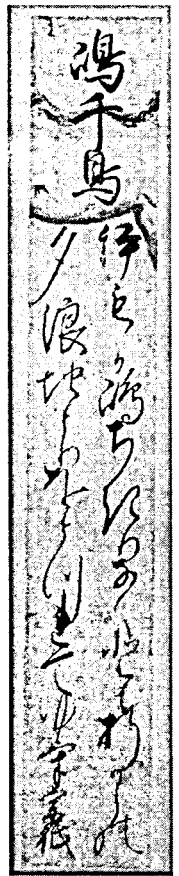


図6 宗祇筆短冊（『日本書蹟大鑑』第八巻掲載）

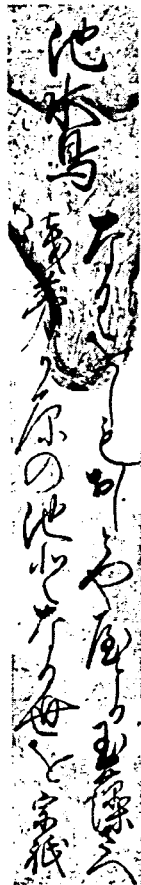


図7 東常縁書状（『日本書蹟大鑑』第八巻掲載）

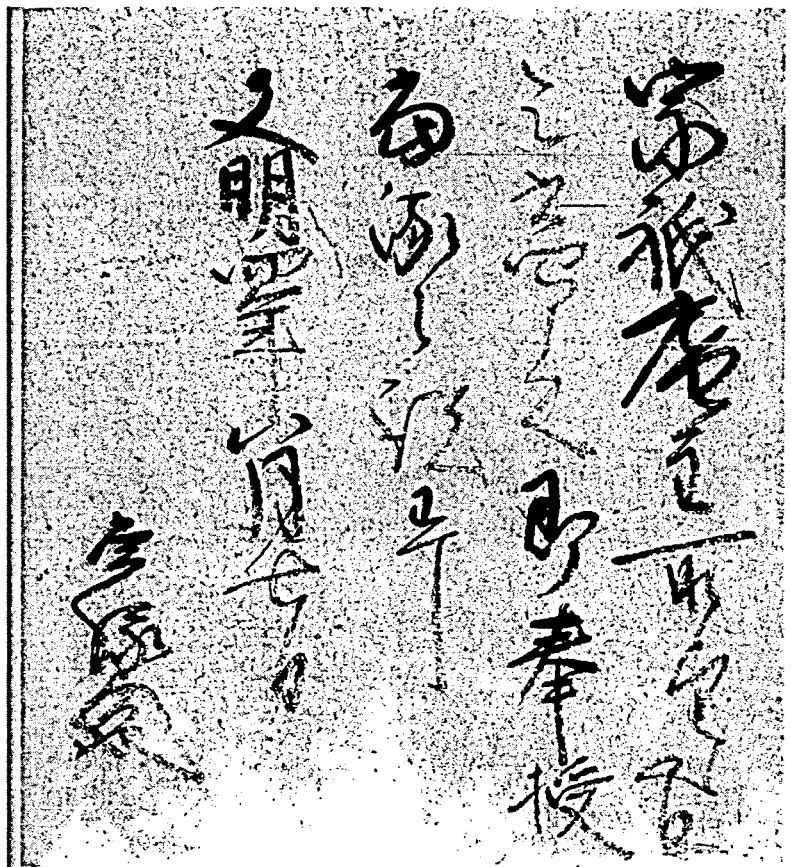


図8 東常縁書状『日本書蹟大鑑』第八巻掲載

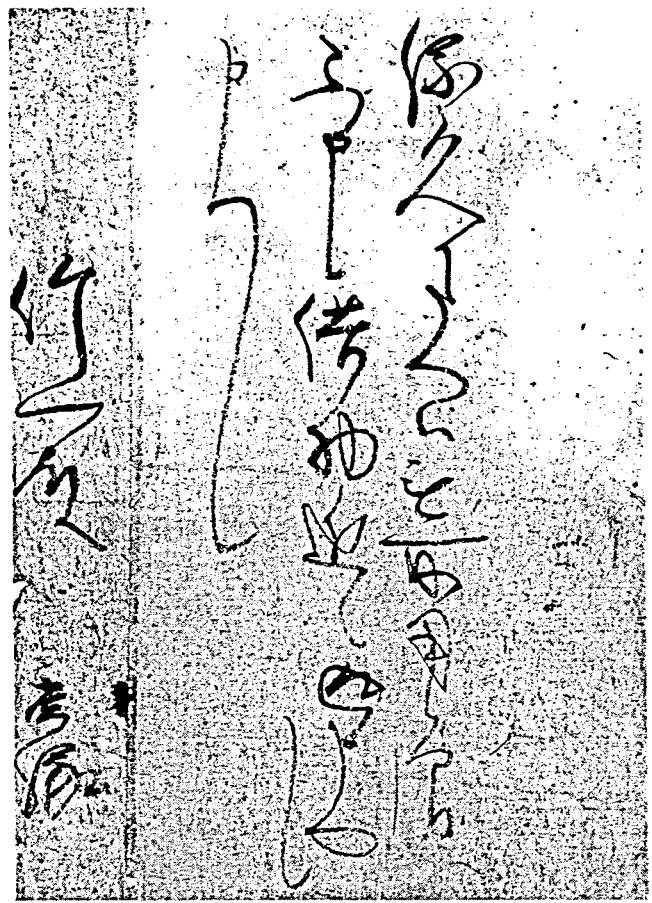
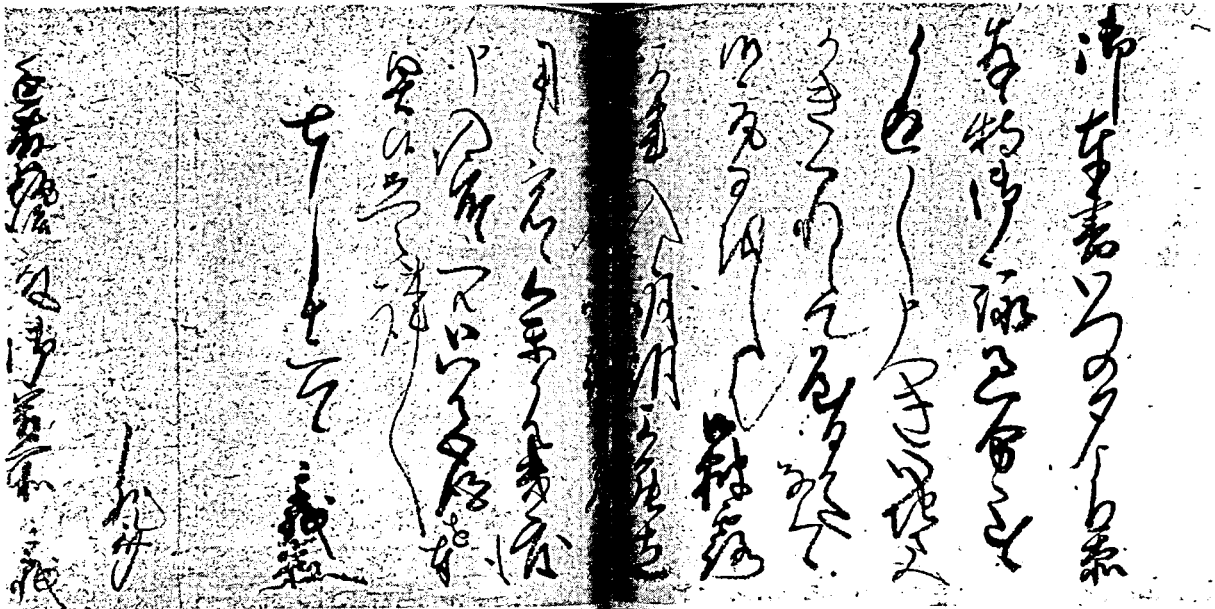


図9 宗祇書状『日本書蹟大鑑』第八巻掲載



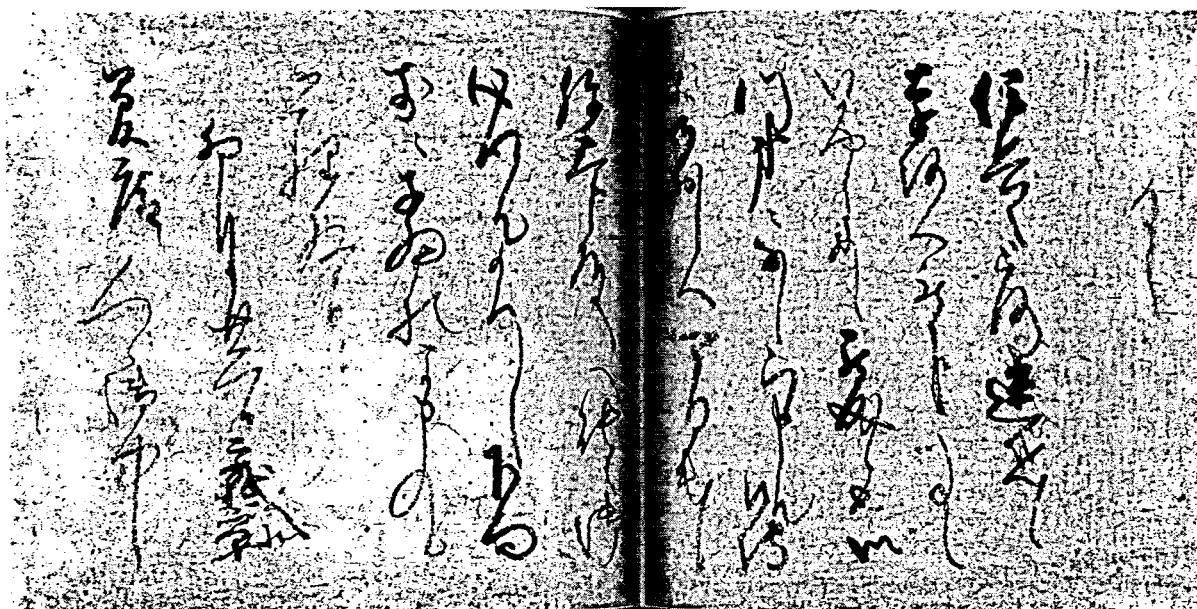


図10 宗祇書狀『日本書蹟大鑑』第八巻掲載

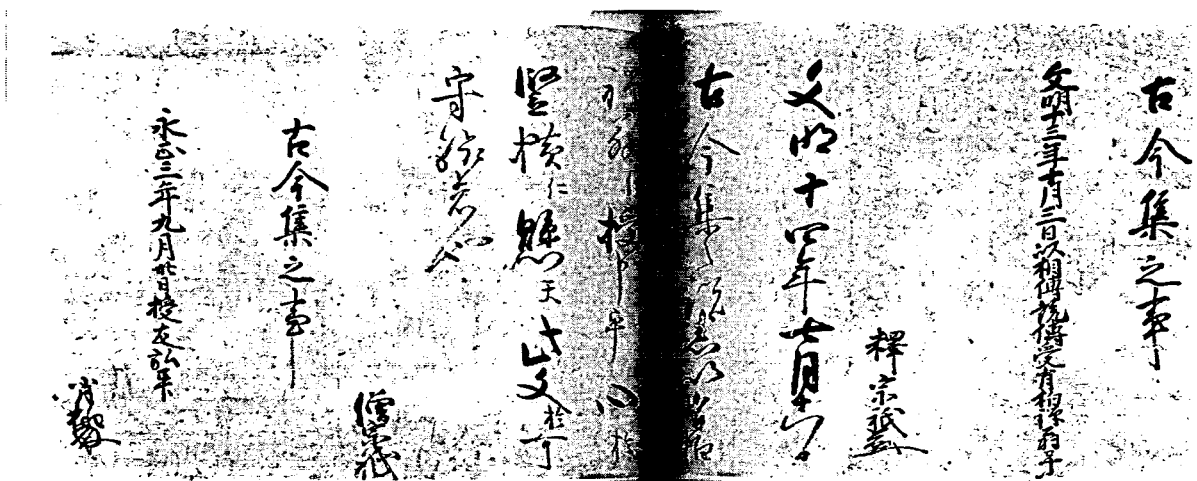


図11 宗祇書狀『日本書蹟大鑑』第八巻掲載

注

- 1 横井金男『古今伝授の史的研究』(大日本百科全書刊行会、一九四三年)
- 2 高梨素子『古今伝授の周辺』(おうふう、二〇一六年)
- 3 1に同じ
- 4 横井金男『古今伝授の史的研究』(臨川書店、一九八〇年)
- 5 新井栄蔵『国文学解釈と鑑賞』(『国文学 解釈と鑑賞』学燈社、一九八五年)
- 6 鈴木元『古今伝授とは何か』(『文学史の古今和歌集』和泉書院、二〇〇七年)
- 7 新井栄蔵『古今伝授とはどのようなものか』(『国文学―解釈と教材の研究―』学燈社、一九八一年)
- 8 橋下不美男『解説』(京都大学国語国文学研究室『古今切紙集 宮内庁内庁書  
陵部蔵』(臨川書店、一九八三年)
- 9 古筆手鑑大成編集委員会編『古筆手鑑大成』(全十六巻、角川書店、一九八三  
〜一九九五)
- 10 島津忠夫『東常縁の生涯と文事』(『東常縁』和泉書院、二〇一六年)
- 11 稲田利徳『正徹・堯孝と東常縁―「東野州聞書」を中心に―』(8に同じ)
- 12 島津忠夫『東常縁の生涯と文事』(8に同じ)
- 13 井上宗雄『東常縁年譜』(8に同じ)
- 14 小高道子『東常縁から細川幽斎へ』(『古今集の世界 伝授と享受』世界思想社、  
一九八六年)
- 15 早稲田大学図書館蔵『古人相伝人数分量』
- 16 総本山善通寺蔵『古今和歌集両度聞書』
- 17 小松茂美編『日本書蹟大鑑』第八巻(講談社、一九八〇年)
- 18 小松茂美編『短冊手鑑』(講談社、一九八三年)